

# 阪神高速道路株式会社 第2回定時株主総会

## 議事次第

1. 日 時 平成19年6月27日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
当社 本社11F 会議室

3. 会議の目的事項

### 報告事項

第2期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告及び  
計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役1名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	退任取締役に対する退職慰労金支給の件

## 事業報告

〔平成 18 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 3 月 31 日まで〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等による不安定要因もありましたが、平成 14 年 2 月から始まった景気拡大局面が平成 18 年 11 月で「いざなぎ景気」を超えるなど、引き続き堅調な景況が続きました。関西経済についても、依然消費に弱さが見られるものの、有効求人倍率が全国水準を上回る形で推移するなど、順調に回復傾向を辿っております。

このような経営環境のなか、当社では、平成 18 年 2 月に新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と資産を借り受けて営業する道路について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で同年 3 月に協定を締結し、当事業年度より、民間企業として本格的にスタートしました。

当事業年度においては、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、引き続き関西の暮らしや経済の発展に貢献すべく、平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定し、着実な事業の展開に努めてまいりました。

また、民営化 1 周年に当たっては、ETC 土曜・休日半額割引や車載器購入支援キャンペーンを実施したほか、民営化 1 周年記念プロジェクト「Challenge, More... 運動」をスタートさせ、「もっとお客さまへ、もっと地域社会と、もっと面白く」を合言葉に「さわやかマナー運動」、「全社員参加型クリーンアップ作戦」や「私の、私たちの Do キャンペーン」等の行動改革に取り組みました。

この結果、当社の営業収益は 187,718 百万円、営業利益は 1,357 百万円、経常利益は 1,466 百万円、当期純利益は 1,251 百万円となりました。

なお、事業別の状況は次のとおりであります。

#### < 高速道路事業 >

高速道路事業につきましては、中期経営計画における目標を達成すべく、建設中 5 路線(下表参照)に係る建設事業の整備促進に努めました。また、平成 18 年 4 月に策定した「新渋滞対策アクションプログラム」の着実な展開を図るとともに、安全・安心・快適なネットワークの実現に向けた「12号守口線フレッシュアップ(大規模補修)工事」や長大橋の耐震補強工事等を実施しました。さらに、二輪車 ETC の導入(平成 18 年 11 月)や距離別割引社会実験の開始(平成 18 年 12 月)等 ETC 普及施策の拡大にも努めた結果、ETC 利用率は当事業年度末において 67.84% となり、前事業年度末に比べて 10.82 ポイント増となりました。

この結果、高速道路事業の営業収益は、186,570 百万円となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新設投資は 34,480 百万円、防災安全対策や附属施設の高度化などの改築等投資は 7,842 百万円となりました。

なお、当事業年度における阪神高速道路の平均通行台数は、堅調な景気回復の動きも反映して一日あたり約 91 万台(前年度比 0.2% 増)となり、料金収入は、大型車混入率が引き続き増加傾向にあるものの平日時間帯割引や土曜・休日半額割引などの各種割引施策を実施した結果、179,217 百万円となりました。

【平成 18 年度事業中の路線】

路 線 名	区 間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線 【淀川左岸線】	(自) 大阪市此花区島屋 2 丁目 (至) 同市同区高見 1 丁目	4.4
大阪府道高速大和川線 【大和川線】	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 同市北区常磐町	6.5
神戸市道高速道路 2 号線 【神戸山手線】	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町	2.2
京都市道高速道路 1 号線 【新十条通】	(自) 京都市山科区西野山桜ノ馬場町 (至) 同市伏見区深草西川原町	2.8
京都市道高速道路 2 号線 【油小路線】	(自) 京都市伏見区竹田向代町 (至) 同市同区向島大黒	5.9

< 受託事業 >

受託事業につきましては、京都市道高速道路 1 号線及び同 2 号線のランプ新設事業（京都市施行部分）に関する工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社が一体的に実施することが適当と認められる事業を受託してまいりました。

この結果、受託事業の営業収益は、288 百万円となりました。

< その他の事業 >

その他の事業につきましては、パーキングエリア事業、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を展開してまいりました。

このうち、パーキングエリア事業においては、「明るく、清潔で、使いやすいパーキングエリア」を基本理念に、トイレの美装化・案内表示板（サイン）の改良等に加え、四季折々のイベントを実施する等して、より多くのお客さまにご利用いただけるようサービスの充実と施設の利便性向上に努めてまいりました。また、駐車場事業においては、当事業年度内に新しく 8 箇所事業を開始し、計 220 箇所（駐車可能台数約 7,200 台）となりました。さらに、不動産賃貸事業におきましては、旧阪神高速道路公団から引き継いだ保有土地の大半について、地域の利便に供する施設などに賃貸等することとなりました。

この結果、その他の事業の営業収益は、860 百万円となりました。

事 業 区 別	営業収益
高 速 道 路 事 業	186,570 百万円
受 託 事 業	288 百万円
そ の 他 の 事 業	860 百万円

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は5,314百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の増設
- ・その他の事業 駐車場外構の増設
- ・社用設備 会計ソフトウェアの構築等

当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- ・高速道路事業 E T C設備等の拡充等
- ・社用設備 会計ソフトウェアの改良等

当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失

- ・高速道路事業 営業所建物の撤去
- ・その他の事業 土地等の売却

## (3) 資金調達の状況

平成18年7月27日及び平成18年11月28日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づき、各112億円合計224億円の無利子資金の借入を行いました。

平成19年3月15日、第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）50億円を発行いたしました。

平成19年3月16日、第2回政府保証債125.6億円を発行いたしました。

平成19年3月30日、株式会社三井住友銀行外13金融機関から総額75億円の借入を行いました。

## (4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度を本格的な民営化のスタートと位置づけ、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、引き続き関西の暮らしや経済の発展に貢献すべく、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定しました。今後は、民営化の三つの使命である 債務の確実な返済、必要な道路を少ない国民負担で建設、弾力的な料金設定や多様なサービスの提供、に留意しつつ、「中期経営計画」の達成に向け、全力を挙げて取り組む必要があると考えています。

### < 関西都市圏の高速道路ネットワークの整備 >

大阪、兵庫及び京都の各地区において建設中である5路線について、予定した工期・予算で整備するため、一層厳正な工程管理・事業費管理に努めます。また、投資効果の大きいジャンクションの整備に向け、所要の手続きを推進します。

### < お客さまの期待に応える高速道路の管理運営 >

お客さまに利用していただきやすい多様で弾力的な料金施策を展開し、より公平な料金制度を実現するため、平成20年度中を目途に「距離料金」への移行を目指します。また、平成19年度から平成21年度までの3年間を計画期間とした「交通安全対策アクションプログラム」を策定・推進し、平成22年度には事故件数を平成17年度比1,000件減（同13%減）を目指します。さらに、「不正通行監視システム」を新たに導入し、不正通行者に対し

ては、関係機関と連携し、これまで以上に厳正な対処を行ってまいります。

<その他の事業等の展開>

パーキングエリア事業につきましては、一層のサービス充実と利便性向上に向けた施設改良等を実施し、お客さまの安全で快適なドライブをサポートしてまいります。また、駐車場事業につきましては、引き続き高架下未利用地の新規開発を進めると共に、用途転換等を含む効率的経営を図ってまいります。さらに、高速道路事業を通じて培ってきたノウハウ等を活用した新規事業や、THRU WAY カード（阪神高速グループが発行するETCカード）を通じた地域活性化・利用促進策となる商品等の企画・開発も進めてまいります。

<企業市民としての社会的使命等>

役員及び社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することが企業活動の基本であるとの認識のもと、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。また、「都市景観との共生」を重点施策の一つとして位置づけ、周辺地域と調和のとれた道路景観の創造（外部景観形成）や快適で美しいと感じていただける道路空間の創造（内部景観形成）に取り組めます。さらに、企業市民として積極的に地域社会にとけ込み、発展し続けるため、「出前講座」や「学童見学会」等の社会文化貢献活動に積極的に取り組めます。

<持続的発展に向けた効率的な経営>

民営化と同時に導入した「経営計画・実績評価制度」の定着化を通じてPDCAサイクルの徹底に取り組むとともに、工事契約における一般競争入札方式及び総合評価落札方式の全面導入等契約・入札制度の見直しにより、更なる工事のコスト削減と品質確保を目指します。また、事業継続を念頭においた防災危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 期 (平成 18 年 3 月期)	第 2 期 (当事業年度) (平成 19 年 3 月期)
営業収益 (百万円)	105,020	187,718
当期純利益 (百万円)	1,179	1,251
1 株当たり 当期純利益 (円)	58.98	62.57
総 資 産 (百万円)	172,572	230,644
純 資 産 (百万円)	21,179	22,431
1 株当たり 純資産額 (円)	1,058.98	1,121.55

(注) 第 2 期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。

(6) **重要な親会社及び子会社の状況**

**親会社との関係**

該当事項はありません。

**重要な子会社の状況**

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場・PA 管理事業
阪神高速技術株式会社	20 百万円	100%	保全点検・維持修繕事業

**その他**

該当事項はありません。

(7) **主要な事業内容**

当社は、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

**高速道路事業**

ア．高速道路の新設及び改築

イ．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

**受託事業**

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

**その他の事業**

パーキングエリア事業、駐車場業、不動産賃貸業等

(8) **主要な事業所**

本社	大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号
大阪建設部	大阪市港区弁天一丁目 2 番 1-1900 号
神戸建設部	神戸市中央区新港町 16 番 1 号
京都建設部	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地
大阪管理部	大阪市港区石田三丁目 1 番 25 号
神戸管理部	神戸市中央区新港町 16 番 1 号

(9) **従業員の状況**

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
781名	37名	41.6歳	18.8年

(注) 1．平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含んでいます。

2．従業員数には、当社から社外への出向者(55名)を除き、社外から当社への出向者(51名)を含みます。

なお、従業員数には、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含んでいません。

**(10) 主要な借入先**

借入先	借入残高
財務省	61,742 百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	33,975 百万円
株式会社三井住友銀行	3,578 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	3,583 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,618 百万円
株式会社りそな銀行	3,431 百万円
株式会社新生銀行	2,232 百万円
株式会社あおぞら銀行	232 百万円
株式会社福井銀行	139 百万円
株式会社池田銀行	121 百万円
株式会社みなと銀行	88 百万円
三菱UFJ信託株式会社	418 百万円
中央三井信託銀行株式会社	71 百万円
住友信託銀行株式会社	255 百万円
農林中央金庫	1,837 百万円
信金中央金庫	916 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除く。

**【その他の記載事項】****その他企業の現況に関する重要な事項**

当社は、平成19年4月1日付けで、株式会社阪神パトロールの発行済全株式を譲受価額37百万円で取得しました。なお、同社は、同日付で商号を阪神高速パトロール株式会社に変更しております。同社の概要は次のとおりです。

会社名	阪神高速パトロール株式会社
資本金	10 百万円
当社の議決権比率	100%
主要な事業内容	道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 20,000,000 株

(3) 株主数 7 名

### (4) 大株主

株主名	持株数
国土交通大臣	9,999,996 株
大阪府	2,876,722 株
大阪市	2,876,722 株
兵庫県	1,827,287 株
神戸市	1,827,287 株
京都府	295,993 株
京都市	295,993 株

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	田中 宰	
代表取締役社長	木下 博夫	
常務取締役	伊丹 二郎	兼執行役員（総務人事部担当）
常務取締役	田村 恒一	兼執行役員（計画部、交通環境室担当）
常務取締役	南部 隆秋	兼執行役員（建設事業部、技術管理室担当）
常務取締役	幸 和 範	兼執行役員（経営企画部、マーケティング推進室、関連事業室、お客さまサービス室担当）
常勤監査役	福田 博	
監査役	千畑 一郎	
監査役	松村 博	

(注) 1. 監査役福田博氏、千畑一郎氏及び松村博氏は、社外監査役であります。

2. 当該事業年度に係る会社役員の重要な兼職状況

- ・取締役伊丹二郎氏は、当社の子会社である阪神高速サービス株式会社の社外取締役をしております。
- ・取締役幸和範氏は、当社の子会社である阪神高速サービス株式会社及び阪神高速技術株式会社の社外取締役をしております。
- ・監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役をしております。
- ・監査役松村博氏は、財団法人阪神高速道路管理技術センターの理事をしております。

なお、上記のとおり4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
執行役員	浅野 博司	経理部、監査室担当
執行役員	本庄 敬選	情報システム管理室、品質・安全管理室担当
執行役員	中林 正司	業務部、保全施設部担当
執行役員	佐野 正道	渋滞対策室担当

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	126百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	32百万円 (32百万円)
合計	9名	158百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額16百万円を含めております。

4. 上記のほか、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 1名 1百万円

### (3) 社外役員に関する事項

#### 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

#### 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役であります。

#### 当事業年度における主な活動状況

##### ア．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (14回開催)	監査役会出席回数 (19回開催)
監査役 福田 博	14回	19回
監査役 千畑 一郎	13回	19回
監査役 松村 博	14回	19回

##### イ．取締役会における発言状況

- ・ 監査役福田博氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという視点から、当社の業務運営全般、とりわけコンプライアンス体制の整備推進や情報開示の徹底等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役千畑一郎氏は、長年にわたる民間企業の経営者としての経験を踏まえ、当社の経営課題全般について、とりわけ人事・広報体制のあり方や危機管理体制の強化等について大局的な観点からの発言を適宜行っております。
- ・ 監査役松村博氏は、主に技術的な見地から、高速道路と沿線地域の調和、事業執行の適正性の確保及び人材の育成等についての発言を適宜行っております。

#### 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,300 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)として、以下の体制の整備について取締役会で決議しております。

#### コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス社内推進委員会の設置、社員相談・通報体制の整備を行うとともに、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針を定めるなど、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図ることとする。

また、この体制には会社と資本関係のある子会社の参画を求め、子会社を含めたグループとして一体的なコンプライアンス推進を図ることとする。

#### 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制を整備し、個人情報の保護を図ることとする。

#### 公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会の設置、公正入札調査委員会の設置など入札の公正性を保つための体制を整備し、公正な入札の実施運用を図ることとする。

#### 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室の設置を始めとする内部監査に関する体制を整備し、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図ることとする。

#### 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書(取締役の職務の執行に係る文書を含む。)の作成、保存等の管理に関する体制を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティマネジメント体制(文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。)を確立し、適切な情報の保存、管理等の推進を図ることとする。

#### リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を整備する。

また、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、マニュアル等による着実な運用を図るとともに、企業信頼と体質の一層の強化のため事業継続計画(BCP)の策定を図る。

#### 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理していくこととする。

また、平成18年4月に公表した中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及

び中期の経営計画を策定し、これを評価する仕組みを構築することにより、着実に効率的な業務推進を図ることとする。

#### **子会社の管理に関する体制**

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等の管理体制を整備し、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図ることとする。

#### **監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制**

監査役室を設置し、専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役会は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

#### **監査役への報告等に関する体制**

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保していくこととする。

また、監査役会からの協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」についての取締役会決定に基づき、重大な事項の報告、文書回付等の体制を整備し、監査役へ適時適切な情報提供を実施していくこととする。

さらに、代表取締役と監査役会は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めることとする。

### **(2) 株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

### **(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

平成19年3月31日

阪神高速道路株式会社  
(単位:百万円)

### 資産の部

流動資産			
現金及び預金		32,869	
高速道路事業営業未収入金		14,647	
未収入金		1,059	
未収収益		0	
未収法人税等		348	
未収消費税等		1,130	
仕掛道路資産		119,225	
貯蔵品		100	
受託業務前払金		11,607	
前払金		0	
前払費用		9	
その他の流動資産		360	
貸倒引当金		33	
	流動資産合計		181,327
固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	872		
構築物	12,979		
機械及び装置	20,426		
車両運搬具	317		
工具、器具及び備品	120		
建設仮勘定	1,025	35,741	
無形固定資産			
ソフトウェア	277		
その他	48	325	36,067
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	832		
構築物	289		
機械及び装置	24		
工具、器具及び備品	49		
土地	1,528	2,724	2,724
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,872		
構築物	46		
車両運搬具	7		
工具、器具及び備品	88		
土地	2,996	6,011	
無形固定資産			
ソフトウェア	3,031		
その他	0	3,031	9,043
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	1,109	1,109	1,109
E 投資その他の資産			
関係会社株式		80	
長期前払費用		60	
その他の投資等		242	
貸倒引当金		10	372
	固定資産合計		49,317
	資産合計		230,644



## 損益計算書

平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	179,217		
道路資産完成高	3,564		
その他の売上高	3,787	186,570	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	140,688		
道路資産完成原価	3,564		
管理費用	41,173	185,427	
高速道路事業営業利益			1,143
. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	138		
駐車場事業収入	656		
受託業務収入	288		
その他営業事業収入	64	1,148	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	195		
駐車場事業費	255		
受託業務事業費	331		
その他営業事業費	151	933	
関連事業営業利益			214
全事業営業利益			1,357
. 営業外収益			
受取利息		72	
土地物件貸付料		46	
雑収入		196	315
. 営業外費用			
支払利息		156	
雑損失		49	206
経常利益			1,466
. 特別利益			
固定資産売却益		717	
回数通行券払戻引当金戻入益		388	1,105
. 特別損失			
固定資産売却損		30	
固定資産除却費		229	
減損損失		14	
臨時償却費		240	
早期退職加算金		181	
過年度役員退職慰労引当金繰入額		5	
過年度消費税等		96	799
税引前当期純利益			1,772
法人税、住民税及び事業税		439	
法人税等調整額		81	520
当期純利益			1,251

## 株主資本等変動計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

阪神高速道路株式会社  
(単位:百万円)

	株主資本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
			その他利益剰余金					
			資本 準備 金	固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	高速道路 事業別途 積立金	関連事業 別途積立 金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	10,000	10,000				1,179	1,179	21,179
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立			119			119	-	-
別途積立金の積立				1,176	3	1,179	-	-
当期純利益						1,251	1,251	1,251
事業年度中の変動額 合計	-	-	119	1,176	3	47	1,251	1,251
平成19年3月31日残高	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	22,431

## 個別注記表

### 重要な会計方針に関する注記

当期より会社計算規則に基づき計算書類を作成しております。

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産  
個別法による原価法によっております。  
貯蔵品  
建設資材等は個別法による原価法によっております。  
貯蔵物品は後入先出法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年  
機械装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### (3) 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

##### (4) ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

- (6) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。  
(追加情報)  
当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当期より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。  
これにより、当期の発生額の内0百万円を道路資産完成原価に、5百万円を仕掛道路資産に、5百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。  
この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税引前当期純利益は11百万円減少しております。
- (7) マイレージ割引引当金  
ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための重要な事項

##### 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### 繰延資産の処理方法

###### 道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

##### 完成工事高の計上基準

道路資産高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

##### 支払利息の仕掛道路資産への原価算入

仕掛道路資産に係る建設期間中の支払利息については、取得原価に算入している。なお、期末の仕掛道路資産に含まれる支払利息は10,384百万円である。また当期に取得原価に算入した金額は、1,190百万円であります。

##### リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 会計方針の変更

##### 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,431百万円であります。

##### 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い

当期から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当期から道路建設関係社債から控除して表示してあります。

##### 金融商品に関する会計基準等

当期より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務  
 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,792百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額  
 5,483百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構  
 1,029,100百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構  
 15,673百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,649百万円減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	35百万円
短期金銭債務	2,915百万円

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)	
イ 退職給付債務	24,767
ロ 年金資産	7,765
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	17,001
ニ 未認識数理計算上の差異	410
ホ 未認識過去勤務債務	-
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	17,411

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)	
イ 勤務費用	1,378
ロ 利息費用	494
ハ 期待運用収益	291
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	46
ホ 過去勤務債務の費用処理額	-
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,535

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00%
ハ 期待運用収益率	4.00%
ニ 数理計算上の差異の費用処理年数	10年(定額法)
ホ 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引	
高速道路事業営業収益	5百万円
高速道路事業営業費用	18,624百万円
関連事業営業収益	655百万円
関連事業営業費用	76百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	3百万円

### 2. 減損損失

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	計上額
遊休不動産	土地	兵庫県川西市ほか	14百万円

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。

以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定価額に基づいて評価しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

種類	発行済株式の数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

自己株式発行済株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

配当に関する事項

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	7,076
回数通行券払戻引当金	1,351
賞与引当金	344
未払事業税	12
マイルージ割引引当金	233
未払工事費用	307
その他	393
繰延税金資産小計	9,719
評価性引当額	9,719
繰延税金資産合計	-

#### (繰延税金負債)

固定資産圧縮特別勘定	81
繰延税金負債合計	81
繰延税金負債の純額	81

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	年度末残 高相当額 (百万円)
各事業共用工具器具及び備品	24	3	21
各事業共用ソフトウェア	22	2	19
合計	47	5	41

#### 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9百万円
1年超	34百万円
合計	43百万円

#### 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	9百万円
減価償却費相当額	5百万円
支払利息相当額	5百万円

#### 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成62年9月30日であります。

1年以内	147,020百万円
1年超	8,959,438百万円
合計	9,106,458百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都 千代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	高速道路 建設、改 築に關す る分担金 支払い	165	-	-
								土地 (残地) の売却	62	未収入金	62
								受託事業 の受入	8,356	-	-

### (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している会 社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債 務返済機 構	東京都 港区	4,596,574	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	140,688	高速道路 事業営業 未払金	12,313
							道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	3,564	高速道路 事業営業 未収入金	1,245
								道路建設 関係債務 の引渡 (注2)	2,649	-	-
							借入金の 連帯債務	債務保証 (注2、3)	1,044,773	-	-
								当社借入 金に対す る被債務 保証 (注4)	9,139	-	-
	資金の 借入	道路建設 関係借入 金の借入 (注5)	22,400	道路建設 関係長期 借入金	33,974						

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,121円55銭

1株当たり当期純利益金額 62円57銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株主が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益(百万円)	1,251
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,251
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000

## 重要な後発事象に関する注記

### (株)阪神パトロールに係る株式取得

当社は、平成19年3月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年4月1日付で同社株式を取得しました。

#### (1) 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。

#### (2) 株式取得の相手会社の名称

(株)エイチエイチエス  
(株)コーベックス

#### (3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模

名称 : (株)阪神パトロール  
事業内容 : 交通管理業務(道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務)  
規模 : 資本金 10百万円

#### (4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 200株  
内訳 : (株)エイチエイチエス 120株  
(株)コーベックス 80株  
取得価額 : 37百万円  
内訳 : (株)エイチエイチエス 22.2百万円  
(株)コーベックス 14.8百万円  
譲渡後の持分比率 : 100%

#### (5) その他

(株)阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール(株)に変更しております。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 30 日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	阿 部 修 二	㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	林 由 佳	㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	坂 井 俊 介	㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を決定し、各監査役はこの決定に基づいてそれぞれ監査を実施いたしました。監査の実施に際しては、監査役会を毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については必要に応じ、取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議その他重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、内部監査部門から事前に監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について監査終了の都度情報交換を行う等、緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施いたしました。
- (3) 本社及び主要な事業所において各責任者等に対してヒアリングを行うとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、会計監査人の往査に立ち会う等、その状況の把握に努めました。
- (5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。
- (6) 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (7) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月6日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役	福田	博	Ⓜ
監査役	千畑	一郎	Ⓜ
監査役	松村	博	Ⓜ

(注) 常勤監査役福田博、監査役千畑一郎及び監査役松村博は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## (決議事項)

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業等の将来の不確定要因に備えるため、財務体質を強化することが重要であると認識しており、本議案のとおりとさせていただきたいと存じます。可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願いいたします。

#### (剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその額  
高速道路事業別途積立金 745,316,202 円
2. 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 745,316,202 円

### 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役田村恒一氏は、平成19年6月30日付けをもって辞任されますので、その後任として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、就任予定日は平成19年7月1日であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
まる おか こう へい 丸 岡 耕 平 (昭和24年3月8日)	昭和46年4月 大阪府採用 平成15年4月 土木部技監 平成17年4月 土木部長 平成18年4月 都市整備部長 平成19年3月 退職 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 (現在に至る)	なし

(注) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役松村博氏は、平成19年6月30日付けをもって辞任されますので、その後任として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであり、就任予定日は平成19年7月1日であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
ながたのぼる 長田 昇 (昭和22年3月20日)	昭和44年4月 大阪市採用 平成10年4月 計画調整局地域計画担当部長 平成13年4月 建設局街路部長 平成15年4月 建設局理事(大阪市道路公社派遣) 平成17年4月 ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 平成19年3月 退職 (現在に至る)	なし

(注1) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2) 長田氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 長田氏には、地方公共団体における豊富な知識と経験を活かし、主に技術的見地からの監査を期待しております。

### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

平成19年6月30日付けをもって辞任されます取締役田村恒一氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田村 恒一	平成17年10月 当社常務取締役(現在に至る)